

被害者による少年審判の傍聴に関する主要国の法制の概要

項目	ア メ リ カ		イ ギ リ ス (イングランド及びウェールズ)	ド イ ツ	フ ラ ン ス
	ニューヨーク州	カリフォルニア州			
審理の公開	少年の事件は，刑事裁判所で取り扱われる事件を除き（注１），家庭裁判所で取り扱われるところ，その審理は公開である。 ただし，家庭裁判所は，一般公衆の傍聴を認めないことができる。	少年の事件は，刑事裁判所で取り扱われる事件を除き（注２），少年裁判所で取り扱われるところ，その審理は非公開である。 ただし，少年裁判所の審理は，殺人，現住建造物放火等一定の重大事件の場合は公開である。	少年の事件は，クラウン裁判所（刑事法院）及び治安判事裁判所で取り扱われる事件を除き（注３），青少年裁判所で取り扱われるところ，その審理は非公開である。	少年の事件は，少年裁判所（注４）で取り扱われるところ，その審理は非公開である。 ただし，少年裁判所の審理は，青年又は成人と共に起訴されている場合は原則として公開である（注５）。	少年の事件は，違警罪裁判所，少年係判事，少年裁判所，少年重罪法院（注７）で取り扱われるところ，その審理はいずれも非公開である。
被害者の傍聴	家庭裁判所が一般公衆の傍聴を認めない場合でも，事件に直接の利害関係を有する者が家庭裁判所の許可を受けたときは傍聴が認められるため，被害者はそのような場合には傍聴できる。	被害者は少年裁判所の審理を傍聴できる。	青少年裁判所の許可を受けた者は傍聴が認められるため，被害者はそのような場合には傍聴できる。	被害者は，少年裁判所の審理を傍聴できるほか，一定の重大事件（注６）の被害者は公訴参加人として出席できる。	被害者は，上記各裁判所の審理を傍聴できるほか，上記各裁判所に対し，犯罪により生じた損害の賠償を求めて私訴を提起することができ，この場合には私訴原告として出席できる。

(注1) [アメリカ・ニューヨーク州]

一定の重大事件(13歳~15歳の者が犯した第2級謀殺, 14歳, 15歳の者が犯した第1級誘拐, 第1級放火, 第1級暴行, 第1級故殺, 第1級強姦等の罪)は, 刑事裁判所で取り扱われる。

なお, 刑事裁判所の審理は公開である。

(注2) [アメリカ・カリフォルニア州]

次の(1)~(3)の場合は, 刑事裁判所で取り扱われる。なお, 刑事裁判所の審理は公開である。

(1)直接起訴されるもの

・犯行時14歳以上の少年が, 故意かつ金銭目的による場合又は謀殺前科がある場合の故殺であって, 少年自ら被害者を殺害した場合等

(2)検察官の裁量で起訴できるもの

・犯行時16歳以上の少年が, 故殺, 放火, 強盗, 強姦等の重大犯罪を犯した場合

・犯行時14歳以上16歳未満の少年が, 成人であれば死刑又は無期刑を受ける可能性がある罪を犯した場合等

(3)少年裁判所が, 刑事裁判所に起訴するよう指示する命令を発した場合

(注3) [イギリス(イングランド及びウェールズ)]

(1)謀殺罪, (2)法定刑が無期刑の罪等の重大事件, (3)成人であれば14年以上の拘禁刑に処することが可能な重罪等を犯した場合で, 量刑のために青少年裁判所から移送されるとき等は, クラウン裁判所(刑事法院)で取り扱われる。なお, クラウン裁判所の審理は公開である。

成人と共に起訴された場合で, 罰金等の軽い処分が相当な事件等は, 治安判事裁判所で取り扱われる。なお, 治安判事裁判所の審理は公開である。

(注4) [ドイツ]

少年裁判所は, 少年係裁判官, 少年参審裁判所, 少年裁判部の総称である。

少年係裁判官は, 教育処分, 懲戒処分, 1年以下の少年刑(拘禁刑)に当たる事件を取り扱う。

少年参審裁判所は, 他の裁判所が扱う事件以外の事件を取り扱う。

少年裁判部は, 一定の重大事件(殺人, 強盗致死, 放火致死等)等を取り扱う。

(注5) 青年とは18歳以上21歳未満の者, 成人とは21歳以上の者をいう。

青年又は成人と共に起訴されている場合でも, 少年の教育上の利益から見て必要であるときは, 公開しないことができる。

(注6) 公訴参加は, 殺人, 傷害, 強姦, 監禁等の一定の重大事件で認められている。

(注7) [フランス]

違警罪裁判所は, 4級以下の違警罪の事件を取り扱う。

少年係判事は, 軽罪事件, 5級違警罪の事件を取り扱う。

少年裁判所は, 13~15歳の重罪事件, 軽罪事件, 5級違警罪の事件を取り扱う。

少年重罪法院は, 16, 17歳の重罪事件を取り扱う。

なお, 違警罪は, 罰金等が科せられる犯罪, 軽罪は, 10年以下の拘禁刑, 罰金等が科せられる犯罪, 重罪は, 無期又は10年以上30年以下の有期懲役又は禁錮等が科せられる犯罪である。